

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成 2 9 年 5 月  
経済産業省製品安全課

### 1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

### 2. 改正の内容

#### (1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

#### (2) 改正する規格の数： 20規格

改正区分	基準数
① 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に準拠したJISに置き換えるもの	16
② 採用済のIECに整合した暫定規格を、新たに制定されたJISに置き換えるもの	4

### 3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：5月下旬開始予定（30日間）

(2) 改正・施行：7月以降予定。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。

## 技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS)(案)

	資料番号	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	資料4-1	J60065(H29)	JIS C 6065(2016)	IEC 60065 第8版(2014)	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器—安全性要求事項	J60065(H26)	JIS C 6065:2013
2	資料4-2	J60335-2-8(H29)	JIS C 9335-2-8(2017)	IEC 60335-2-8 第6版(2012)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-8部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	J60335-2-8(H20)	JIS C 9335-2-8:2004
3	資料4-3	J60335-2-24(H29)	JIS C 9335-2-24(2017)	IEC 60335-2-24 第7版(2010) Amd.1(2012)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-24部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項	J60335-2-24(H20)	JIS C 9335-2-24:2005
4	資料4-4	J60335-2-30(H29)	JIS C 9335-2-30(2017)	IEC 60335-2-30 第5版(2009)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-30部：ルームヒータの個別要求事項	J60335-2-30(H20)	JIS C 9335-2-30:2006
5	資料4-5	J60335-2-52(H29)	JIS C 9335-2-52(2017)	IEC 60335-2-52 第3版(2002) Amd.1(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-52部：口こう(腔)衛生機器の個別要求事項	J60335-2-52(H20)	JIS C 9335-2-52:2005
6	資料4-6	J60335-2-55(H29)	JIS C 9335-2-55(2017)	IEC 60335-2-55 第3版(2002) Amd.1(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-55部：水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項	J60335-2-55(H20)	JIS C 9335-2-55:2005
7	資料4-7	J60335-2-75(H29)	JIS C 9335-2-75(2016)	IEC 60335-2-75 第3版(2012) Amd.1(2015)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-75部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項	J60335-2-75(H20)	JIS C 9335-2-75:2004
8	資料4-8	J60335-2-76(H29)	JIS C 9335-2-76(2017)	IEC 60335-2-76 第2版(2002) Amd.1(2006) Amd.2(2013)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-76部：電気さく用電源装置の個別要求事項	J60335-2-76(H20)	JIS C 9335-2-76:2005
9	資料4-9	J60400(H29)	JIS C 8324(2017)	IEC 60400 第7版(2008) Amd.1(2011) Amd.2(2014)	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	J60400(H23)	JIS C 8324:2010
10	資料4-10	J60598-2-5(H29)	JIS C 8105-2-5(2017)	IEC 60598-2-5 第3版(2015)	照明器具—第2-5部：投光器に関する安全性要求事項	J60598-2-5(H23)	JIS C 8105-2-5:2003 +追補1(2010)

	資料番号	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
11	資料 4-11	J60950-1(H29)	JIS C 6950-1(2016)	IEC 60950-1 第2版(2005) Amd.1(2009) Amd.2(2013)	情報技術機器—安全性—第1部：一般要求事項	J60950-1(H27)	JIS C 6950-1:2012 +追補 1(2014)
12	資料 4-12	J60968(H29)	JIS C 7620-1(2017) ただし、附属書 JC を適用しない。	IEC 60968 第3版(2015)	一般照明用電球形蛍光ランプ—第1部：安全仕様	J60968(H14)	別紙 164
13	資料 4-13	J61050(H29)	JIS C 8109(2016)	IEC 61050 第1版(1991) Amd.1(1994)	ネオン変圧器	J61050(H15)	別紙 181
14	資料 4-14	J61058-1(H29)	JIS C 4526-1(2013)	IEC 61058-1 第3版(2000) Amd.1(2001) Amd.2(2007)	機器用スイッチ—第1部：一般要求事項	J61058-1(H20) J61058-2-4(H20) J61058-2-5(H20)	JIS C 4526-1:2005 JIS C 4526-2-4:2005 JIS C 4526-2-5:2005
15	資料 4-15	J61058-2-1(H29)	JIS C 4526-2-1(2016)	IEC 61058-2-1 第2版(2010)	機器用スイッチ—第2-1部：コードスイッチの個別要求事項	J61058-2-1(H20)	JIS C 4526-2-1:2005
16	資料 4-16	J61195(H29)	JIS C 7617-1(2017) ただし、附属書 JA を適用しない。	IEC 61195 第2版(1999) Amd.1(2012) Amd.2(2014)	直管蛍光ランプ—第1部：安全仕様	J61195(H14)	別紙 186
17	資料 4-17	J61199(H29)	JIS C 7618-1(2017) ただし、附属書 JA を適用しない。	IEC 61199 第3版(2011) Amd.1(2012) Amd.2(2014)	片口金蛍光ランプ—第1部：安全仕様	J61199(H14)	別紙 187
18	資料 4-18	J61347-1(H29)	JIS C 8147-1(2017)	IEC 61347-1 第2版(2007) Amd.1(2010) Amd.2(2012)	ランプ制御装置—第1部：通則及び安全性要求事項	J61347-1(H25)	JIS C 8147-1:2011
19	資料 4-19	J61347-2-10(H29)	JIS C 8147-2-10(2017)	IEC 61347-2-10 第1版(2000) Amd.1(2008)	ランプ制御装置—第2-10部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項	J61347-2-10(H20)	JIS C 8147-2-10:2005
20	資料 4-20	J61347-2-13(H29)	JIS C 8147-2-13(2017)	IEC 61347-2-13 第2版(2014)	ランプ制御装置—第2-13部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項	J61347-2-13(H26)	JIS C 8147-2-13:2014

## 整合規格へ採用する JIS の概要

### 1 J60065 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 6065:2016 オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器—安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、主電源、電源装置、電池又は遠隔電力供給から給電するように設計し、かつ、オーディオ、ビデオ及び関連の信号を受信、発生、記録又は再生することを意図して設計した電子機器について規定する。
- ・電気用品名 : テレビジョン受信機、ラジオ受信機、その他の音響機器、電子楽器、電子応用遊戯器具など
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60065 が第 7 版(2001)、Amd. 1 (2005) 及び Amd. 2 (2010) から第 8 版 (2014) へと改正されたことに伴い、コイン/ボタン形電池を含む機器に関し、子供による電池の取外しの可能性を減少させるため、新しく構造要求及び機械的強度試験などの追加や、前面投写型プロジェクタに関し、レーザを光源として用いる場合、JIS C 6802 を用いて評価する方法を認める等の改正を行った。

### 2 J60335-2-8 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-8:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-8 部 : 電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下の家庭用及び類似の目的の電気かみそり、毛髪バリカン及び類似の機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気かみそり、電気バリカン
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-8 が第 5 版(2002) から第 6 版(2012) へと改正されたことに伴い、動物用シェアラ及び動物用バリカンのために温度上昇値を別途追加や、構造について、手に保持される部分は感電保護のため、クラス II 構造又はクラス III 構造でなければならないことを追加するなどの改正を行った。

### 3 J60335-2-24 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-24:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-24 部 : 冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途に用いる冷却用機器、電動圧縮機をもつ製氷機等並びにキャンプ等のための冷却用機器及び製氷機の安全について適用する。
- ・電気用品名 : 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケース、冷凍用のショーケース、アイスクリームフリーザー、電気製氷機
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-24 が第 6 版(2002) から第 7 版(2010) への改正及び Amd. 1 (2012) が追加発行されたことに伴い、超臨界冷凍システムを用いた機器に対応するため定義及び構造要求などの追加や、使用中に屈曲を受ける内部配線に対して屈曲試験を追加及び、接触可能なガラスパネルに対して強度試験を追加する等の改正を行った。

### 4 J60335-2-30 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-30:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-30 部 : ルームヒータの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下の、家庭用及びこれに類する電気ルームヒータの安全性に関する要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : 電気ストーブ、電気温風機
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-30 が第 4 版(2002) から第 5 版(2009) へと改正され

たことに伴い、床に組み込むことを意図したヒータに対し、耐湿性試験を追加や、可視赤熱放射ヒータ及び可搬形ファンヒータは、地震による火災リスク低減のため製品が転倒している状態では通電しない要求等を追加した。

## 5 J60335-2-52 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-52:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-52 部 : 口こう (腔) 衛生機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下の家庭用及び類似の目的の電気口こう (腔) 衛生機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気歯ブラシ、その他の理容用電動力応用機械器具
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-52 が第 3 版 (2002) から Amd. 1 (2008) が追加発行されたことに伴い、監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合及び子供が機器で遊ぶ場合を適用範囲から除外することや、クラス 0 機器は、定格電圧が 150V を超えない屋内用の機器についてだけ認める改正を行った。

## 6 J60335-2-55 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-55:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-55 部 : 水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下の家庭用及びこれに類する水槽及び庭池用電気機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 観賞魚用電気気泡発生器、観賞魚用ヒーター
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-55 が第 3 版 (2002) から Amd. 1 (2008) が追加発行されたことに伴い、監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合及び子供が機器で遊ぶ場合を適用範囲からの除外や、観賞魚用ヒータの市場事故への対応として空気中でのヒータ温度上昇試験及び試験紙発火試験などを追加する改正を行った。

## 7 J60335-2-75 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-75:2016 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-75 部 : 業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、食品、飲料及び物品の準備又は供給のための業務用ディスペンサ及び自動販売機であって、それらの定格電圧が、単相機器の場合には 250V 以下、その他の機器の場合には 480V 以下のものの安全性に関する要求事項を規定している。
- ・電気用品名 : 自動販売機
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-75 が第 2 版 (2002) から第 3 版 (2012) への改正及び Amd. 1 (2015) が追加発行されたことに伴い、エスプレッソコーヒーメーカーのために定義及び構造要求を追加することや、内容物を包装済みで搬出する機器において、漏電遮断器 (高速形 : 定格感度電流 15mA 以下) を組みこんでいる場合、包装からの漏れに関する試験は、漏電遮断器の確認によって判定する等の改正を行った。

## 8 J60335-2-76 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-76:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-76 部 : 電気さく用電源装置の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下の、農業用及び野生動物管理用のさく用ワイヤに通電する電気さく用電源装置の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気さく用電源装置
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-76 が第 2 版 (2002) から Amd. 1 (2006) 及び Amd. 2 (2013) が追加発行されたことに伴い、監督又は指示がない状態で機器を安全に使用すること

ができない場合及び子供が機器で遊ぶ場合を適用範囲から除外することや、D形電気さく用電源装置に関する要求事項を修正するなどの改正を行った。

## 9 J60400 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8324:2017 蛍光灯ソケット及びスタータソケット
- ・適用範囲 : この規格は、蛍光灯ソケット及びスタータソケットに対する技術上及び寸法上の要求事項、並びに安全性及びかん合性（蛍光灯ソケットと蛍光灯とのかん合性及びスタータソケットとスタータとのかん合性）の試験方法について規定する。
- ・電気用品名 : 蛍光灯用ソケット、蛍光灯用スタータソケット
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60400 が第 7 版 (2008) から Amd. 1 (2011) 及び Amd. 2 (2014) が追加発行されたことに伴い、強化絶縁ソケットを規定して、クラス II の照明器具を製作しやすくするためやこの規格を適用するソケット品種を増やすため、用語や定義等を追加した。

## 10 J60598-2-5 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-5:2017 照明器具—第 2-5 部 : 投光器に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、電源電圧が 1 000V 以下の電気光源を使用する投光器の要求事項を規定する。
- ・電気用品名 : その他の放電灯器具、エル・イー・ディー電灯器具
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60598-2-5 が第 2 版 (1988) から第 3 版 (2015) へと改正されたことに伴い、適用範囲を“電気光源”を使用する投光器として、LED を光源とする投光器を適用範囲に含めた。

## 11 J60950-1 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 6950-1:2016 情報技術機器—安全性—第 1 部 : 一般要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、電気的な事務機器及び関連機器を含み、主電源又は電池で動作する、定格電圧が 600V 以下の情報技術機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 直流電源装置、複写機、謄写機及び事務用印刷機、電動タイプライター、文書細断機及び電動断裁機など
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60950 が第 2 版 (2005) 及び Amd. 1 (2009) から Amd. 2 (2013) が追加発行されたことに伴い、規格の対象である機器に電力供給することを意図した外部電源供給ユニット及び規格の対象である機器に使用することを意図したアクセサリにも適用できることを明記した。

## 12 J60968 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 7620-1:2017 一般照明用電球形蛍光灯—第 1 部 : 安全仕様
- ・適用範囲 : この規格は、始動及び点灯のための回路と一体化した電球形蛍光灯の適合性判定のための試験方法及び試験条件並びに安全及び互換性の要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : 蛍光灯
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60968 が第 1 版 (1988)、Amd. 1 (1991) 及び Amd. 2 (1999) から第 3 版 (2015) へと改正されたことに伴い、光生物学的安全性（紫外線放射強度）に関する規定等を追加した。

## 13 J61050 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8109:2016 ネオン変圧器
- ・適用範囲 : この規格は、50Hz 又は 60Hz で 1000V 以下の交流電源で用い、1000V を超え、15000V 以下の定格無負荷出力電圧を管形冷陰極放電ランプに供給し、安定させる入出力巻線

が分離された独立形又は機器組込形の単相変圧器について規定する。これらの変圧器は、照明、電気広告灯、灯光信号機又は同様の目的に用いる。

- ・電気用品名: ネオン変圧器
- ・主な改正内容: 対応国際規格の改正等はないが、屋外で用いる変圧器と、屋内だけで用いることを意図した変圧器とを区別するため、JIS C 8147-2-10の規定に合わせ、屋内だけで用いることを意図した変圧器に対して、屋内用である旨を表示するよう規定を追加した。

#### 14 J61058-1 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 4526-1:2013 機器用スイッチー第1部 : 一般要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 480V 以下、定格電流 63A 以下で、家庭用又はこれに類する用途の電気機器、及び他の装置の操作又は制御に使用し、手、足又は他の人間の動作によって操作する機械的又は電子的な機器用スイッチについて規定する。
- ・電気用品名: 配線器具 (押しボタンスイッチ、ロータリースイッチ、点滅器など)
- ・主な改正内容: 対応国際規格である IEC 61058-1 が第3版(2000)及び Amd. 1(2001)から Amd. 2(2007)が追加発行されたことに伴い、最大定格電圧を、440V から 480V に変更や、磁界に影響されやすい電子的スイッチに対し電源周波数磁界試験を追加する等の改正を行った。

#### 15 J61058-2-1 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 4526-2-1:2016 機器用スイッチー第2-1部 : コードスイッチの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 250V 以下、定格電流 16A 以下で、家庭用又はこれに類する用途の電気機器及び他の装置の内部若しくは外郭に付けるか又はこれとともに使用し、手、足又は他の人間の動作によって操作する機械用のコードスイッチについて規定する。
- ・電気用品名: 配線器具 (中間スイッチ、ペンダントスイッチ)
- ・主な改正内容: 対応国際規格である IEC 61058-2-1 が第1版(1992)及び Amd. 1(1995)から第2版(2010)へと改正されたことに伴い、適用範囲に電子的スイッチが追加されたことや、ヒューズ交換時の感電保護を追加要求する等の改正を行った。

#### 16 J61195 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 7617-1:2017 直管蛍光ランプー第1部 : 安全仕様
- ・適用範囲 : この規格は、一般照明用直管蛍光ランプの安全要求事項について規定する。
- ・電気用品名: 蛍光ランプ
- ・主な改正内容: 対応国際規格である IEC 61195 が第2版(1999)から Amd. 1(2012)及び Amd. 2(2014)が追加発行されたことに伴い、光生物学的安全性 (紫外線放射強度) に関する規定等を追加した。

#### 17 J61199 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 7618-1:2017 片口金蛍光ランプー第1部 : 安全仕様
- ・適用範囲 : この規格は、一般照明用片口金蛍光ランプの安全要求事項について規定する。
- ・電気用品名: 蛍光ランプ
- ・主な改正内容: 対応国際規格である IEC 61199 が第2版(1999)から第3版(2011)への改正並びに Amd. 1(2012)及び Amd. 2(2014)が追加発行されたことに伴い、光生物学的安全性 (紫外線放射強度) に関する規定等を追加した。

## 18 J61347-1 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8147-1:2017 ランプ制御装置—第 1 部 : 通則及び安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、250V 以下の直流電源及び／又は 1 000V 以下の 50Hz 又は 60Hz の交流電源に使用する、ランプ制御装置の通則及び安全性要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : 放電灯用安定器および直流電源装置など
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 61347-1 が第 2 版(2007) 及び Amd. 1 (2010) から Amd. 2 (2012) が追加発行されたことに伴い、安全特別低電圧 (SELV) 等の定義及び規定を追加した。

## 19 J61347-2-10 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8147-2-10:2017 ランプ制御装置—第 2-10 部 : 管形冷陰極放電ランプ (ネオン管) の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、50Hz 若しくは 60Hz で 1 000V、又は直流 1 000V を超えない入力電圧に直接接続し、15 000V (実効値) を超えることがない出力電圧で動作する、サイン及び照明放電灯設備において使用する管形冷陰極放電ランプの高周波動作の電子インバータ及び変換器に関する個別要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : ネオン変圧器
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 61347-2-10 が第 1 版(2000) から Amd. 1 (2008) が追加発行されたことに伴い、我が国の事情により、対応国際規格に分類されていないインバータ及び変圧器をタイプ C と追加で定義しているが、そのタイプ C に関連して、用語及び定義に二次電圧及び二次短絡電流を追加や、要求事項の見直し等の改正を行った。

## 20 J61347-2-13 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8147-2-13:2017 ランプ制御装置—第 2-13 部 : 直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、1 000V 以下の直流又は交流 (50Hz 又は 60Hz) 電源で、電源周波数と異なる周波数を含む出力周波数で使用する LED モジュール用制御装置の個別要求事項について規定する。この規格に規定する LED モジュール用制御装置は、SELV (安全特別低電圧) 又はそれ以上の電圧で、定電圧又は定電流を供給するように設計する。また、定電圧及び定電流以外の出力特性をもつ制御装置に関しても、この規格を適用する。
- ・電気用品名 : 直流電源装置
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 61347-2-13 が第 1 版(2006) から第 2 版(2014) へと改正されたことに伴い、用語の定義及び表示の変更や、個別に規定されていた附属書 I の SELV 制御装置の個別追加要求事項が通則から引用するように変更するなどの改正を行った。